排　水

水質汚濁防止法による排水基準

「環境省 水質汚濁防止法（排水基準を定める省令 別表第1、別表第2）」に基づく

有害項目

No.	項　目	許 容 限 度
1	カドミウム及びその化合物	0.03　mg/ℓ以下
2	シアン化合物	1　mg/ℓ以下
3	有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1　mg/ℓ以下
4	鉛及びその化合物	0.1　mg/ℓ以下
5	六価クロム化合物	0.2　mg/ℓ以下
6	ヒ素及びその化合物	0.1　mg/ℓ以下
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005　mg/ℓ以下
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと
9	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.003　mg/ℓ以下
10	トリクロロエチレン	0.1　mg/ℓ以下
11	テトラクロロエチレン	0.1　mg/ℓ以下
12	ジクロロメタン	0.2　mg/ℓ以下
13	四塩化炭素	0.02　mg/ℓ以下
14	1,2-ジクロロエタン	0.04　mg/ℓ以下
15	1,1-ジクロロエチレン	1　mg/ℓ以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4　mg/ℓ以下
17	1,1,1-トリクロロエタン	3　mg/ℓ以下
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06　mg/ℓ以下
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02　mg/ℓ以下
20	チウラム	0.06　mg/ℓ以下
21	シマジン	0.03　mg/ℓ以下
22	チオベンカルブ	0.2　mg/ℓ以下
23	ベンゼン	0.1　mg/ℓ以下
24	セレン及びその化合物	0.1　mg/ℓ以下
25	ほう素及びその化合物	海域以外10mg/ℓ以下　海域230mg/ℓ以下
26	ふっ素及びその化合物	海域以外8mg/ℓ以下　海域15mg/ℓ以下
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100　mg/ℓ以下 ※
28	1,4-ジオキサン	0.5　mg/ℓ以下

※ …アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの。亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

生活環境項目

No.	項　目	許 容 限 度
1	水素イオン濃度（水素指数）	海域外 5.8-8.6　海域 5.0-9.0
2	生物化学的酸素要求量（BOD）	160 mg/ℓ（日間平均 120 mg/ℓ）以下
3	化学的酸素要求量（COD）	160 mg/ℓ（日間平均 120 mg/ℓ）以下
4	浮遊物質量（SS）	200 mg/ℓ（日間平均 150 mg/ℓ）以下
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5　mg/ℓ以下
6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30　mg/ℓ以下
7	フェノール類含有量	5　mg/ℓ以下
8	銅含有量	3　mg/ℓ以下
9	亜鉛含有量	2　mg/ℓ以下
10	溶解性鉄含有量	10　mg/ℓ以下
11	溶解性マンガン含有量	10　mg/ℓ以下
12	クロム含有量	2　mg/ℓ以下
13	大腸菌群数（1cm^{3}につき）	日間平均 3,000個以下
14	窒素含有量	120 mg/ℓ（日間平均 60 mg/ℓ）以下
15	リン含有量	16 mg/ℓ（日間平均 8 mg/ℓ）以下

生活環境項目についての排水基準は、一日当たりの平均的な排水量が50m^{3}以上の特定事業場に適用される。
地域により上乗せ、横乗せ基準がある。